

「健康増進法の一部を改正する法律」 に関する説明会

～職場の受動喫煙対策に係る施設管理者の責務等～

たばこの健康への影響に関する理解を深めるとともに、受動喫煙防止対策に係る「健康増進法の一部を改正する法律」における、施設管理者が講じる環境整備などの責務や具体的な制度や助成金などをご紹介する説明会を開催します。(参加費無料)

- 下記の4会場で開催します。ご都合の良い会場にご参加ください。
- 各会場、定員100名ですので、裏面申込書にて、お早めに申込みください。

会 場

開催時間: 14:00～16:30(受付 13:30～)

【奥越会場】11月13日(水)

勝山市福祉健康センターすこやか 大ホール

【嶺南会場】11月18日(月)

きらめきみなと館 小ホール

【坂井会場】11月25日(月)

霞の里 多目ホール

【丹南会場】11月27日(水)

アイアイ鯖江 多目的ホール

**先着
各100名**

対象

県内に所在する事業所の管理者

内容

○基調講演「たばこの煙がおよぼす健康への影響について」

講師 福井県済生会病院呼吸器外科顧問 小林 弘明先生

○「健康増進法の一部を改正する法律」における施設管理者の責務

福井県健康福祉部保健予防課主任 室田 美幸

○「職場における受動喫煙防止に係るガイドライン」および支援制度

福井労働局健康安全課労働衛生専門官 新田 倫之氏

申込・お問い合わせ先

福井県健康福祉部 保健予防課 がん対策グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 TEL: 0776-20-0349 FAX: 0776-20-0643

U R L : <http://cms.ain.pref.fukui.jp/temp/971022/1/jyudoukituenboushi.html>

E-Mail : hoken-yobo@pref.fukui.lg.jp



このままFAXでお申し込みください。

FAX:0776-20-0643

福井県健康福祉部保健予防課がん対策グループ行

「健康増進法の一部を改正する法律」 に関する説明会

～職場の受動喫煙対策に係る施設管理者の責務等～

【締切:各回3日前まで】

【受講日】受講される日に○を記入ください。

11/13(水)・11/18(月)・11/25(月)・11/27(水)

| | | |
|---|-----|-----|
| 事業所名 | | |
| 事業所住所 | | |
| 受講者の役職・氏名 (複数名で参加される場合、 全員分を記載ください) | 役 職 | 氏 名 |
| | | |
| | | |
| 連絡が取れる電話番号 | | |

●ご講師等へのご質問がありましたら、ご記入ください。

※悪天候や災害等により中止する場合は、県保健予防課ホームページで案内しますのでご確認ください。

<http://cms.ain.pref.fukui.jp/temp/971022/1/jyudoukituenboushi.html>